

## 消防団の装備の基準

昭和六十三年七月十三日  
消防庁告示第三号

消防団の装備の基準を次のように定める。

### 消防団の装備の基準

#### (趣旨)

第一条 消防団の装備については、この基準の定めるところによる。

#### (装備)

第二条 消防団は、次に掲げる装備を配備するものとする。

- 一 制服
- 二 盛夏服
- 三 作業服
- 四 雨衣
- 五 安全帽
- 六 靴
- 七 防火衣一式
- 八 携帯用無線機
- 九 車載用無線機
- 十 無線受令機
- 十一 火災鎮圧用器具
- 十二 救急救助用器具
- 十三 避難誘導用器具
- 十四 啓発活動用器具

#### (制服)

第三条 制服は、甲種衣又は乙種衣、帽及びズボンとする。

2 制服は、全部の団員に支給し、又は貸与するものとする。

#### (盛夏服)

第四条 盛夏服は、盛夏帽、盛夏上衣及び盛夏ズボンとする。

2 盛夏服は、全部の団員に支給し、又は貸与するものとする。ただし、地域の気候条件により配備する必要のない消防団については、この限りでない。

#### (作業服)

第五条 作業服は、略帽、作業上衣及び作業ズボンとする。

2 作業服は、全部の団員に支給し、又は貸与するものとする。

#### (雨衣等)

第六条 雨衣、安全帽及び靴は、全部の団員に支給し、又は貸与するものとする。

### (防火衣一式)

第七条 防火衣一式は、防火衣、防火帽及び防火用長靴とする。ただし、防火帽及び防火用長靴については、安全帽及び靴をもつて代えることができる。

2 防火衣一式は、消防団の管理する動力消防ポンプごとに、消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）第二十九条第一項及び第二項の規定による消防団員の数に相当する数及びその他地域の実情に応じて必要な数を配備するものとする。

3 前項に規定するもののほか、防火衣一式は、部長以上の階級にある団員に支給し、又は貸与するものとする。

4 防火衣一式については、前項の規定にかかわらず、地域の実情に応じて、その数を増減することができる。

### (制服等の形式)

第八条 第三条に規定する帽、甲種衣、乙種衣及びズボン、第四条に規定する盛夏帽、盛夏上衣及び盛夏ズボン、第五条に規定する略帽、作業上衣及び作業ズボン、第六条に規定する雨衣、安全帽及び靴並びに前条に規定する防火衣、防火帽及び防火用長靴の形式については、消防団員服制（昭和二十五年国家公安委員会告示第一号）に定めるところによる。

### (携帯用無線機)

第九条 携帯用無線機は、分団、部等の消防団の基本的な活動単位の組織の長の階級以上の階級にある団員に配備するものとする。ただし、地域の実情に応じて、その全部若しくは一部について無線受令機をもつて代え、又は当該階級以外の階級にある団員に配備することができる。

### (車載用無線機)

第一〇条 車載用無線機は、消防団の全部の車両に配備するものとする。ただし、地域の実情に応じて、その全部又は一部について携帯用無線機又は無線受令機をもつて代えることができる。

### (無線受令機)

第一条 無線受令機は、部長以上の階級にある団員のうち、第九条の規定により携帯用無線機が配備されている団員以外の者に配備するものとする。ただし、林野火災等の地域の災害の実情に応じて、その配備数を増加するものとする。

### (火災鎮圧用器具)

第一二条 火災鎮圧用器具は、吸水器具、放水器具、破壊器具その他火災の鎮圧のために必要と認められる器具とする。

2 火災鎮圧用器具は、動力消防ポンプごとに必要と認められる数を配備するものとする。

### (救急救助用器具)

第一三条 救急救助用器具は、担架、応急処置用セットその他の救急救助のために必要と認められる器具とする。

2 救急救助用器具は、分団、部等の消防団の基本的な活動単位の組織に必要と認められる数を配備するものとする。

### (避難誘導用器具)

第一四条 避難誘導用器具は、警戒用ロープ、拡声器その他住民の避難誘導のために必要と認められる器具とする。

2 避難誘導用器具は、分団、部等の消防団の基本的な活動単位の組織に必要と認められる数を配備するものとする。

### (啓発活動用器具)

第一五条 啓発活動用器具は、応急手当訓練用器具、訓練用消火器その他の啓発活動に必要と認められる器具とする。

2 啓発活動用器具は、分団、部等の消防団の基本的な活動単位の組織に必要と認められる数を配備するものとする。

### (追加装備)

第一六条 第二条に規定する装備のほか、地域の実情に応じて、次に掲げる装備のうち必要と認められるものを配備するものとする。

- 一 林野火災用装備
- 二 積雪寒冷地域用装備
- 三 水災用装備
- 四 水難救助用器具
- 五 山岳救助用器具
- 六 その他必要と認められる装備

### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 [平成一二年一月二〇日消防庁告示第三号]

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 [平成十七年六月十三日消防庁告示第十一号]

この告示は、公布の日から施行する。